

従来の介護認定審査業務の問題点、課題を解決します！

要介護認定申請に対する結果通知は、本来申請のあった日から**30日以内**にしなければなりません。しかし、30日以上日数を要する市町村が多く、常態化しているのが現状です。



その理由として以下が原因とされています。



申請時期の集中

認定調査票の作成遅延

主治医意見書の入手遅延

介護認定審査会での審査判定の遅延

事務の外部化による長期化

みなし却下

審査委員の招集

現職に就かれている多忙な委員の方々に、一カ所に集まっていただくのは大きな負担。開催頻度や時間にも限りがあるので、申請が多い時期は判定時期にも遅れる可能性があります。

審査会の資料の配布と回収

審査会毎の資料事前配布、回収、その後の紙の処分は大きな負担です。資料内容の変更などによる差し替え作業も配布後は難しくなります。

審査会資料の準備印刷費用

目には見えづらいが、資料の印刷費用は実は大きな額。印刷のための作業時間もばかにならない。

Web会議システムと電子ブック作成ソフトを導入する



電子ブック作成ソフト上に
会議ごとの資料を登録

委員はそれぞれのPCやタブレットで電子ブック作成ソフト上の資料を事前に観覧・メモ書きすることができます。
資料を電子化することにより、資料印刷、配布、回収などの費用と作業時間が削減できます。



クラウド

PCでWeb会議システムとつなぎ、タブレットで電子ブック作成ソフト上の資料を開いて会議に参加。
映像、音声がクリアで遅延もないので、場所にとらわれず、まるでその場にいるかのように審査会に参加することができます。

審査会場ではなくそれぞれの場所から出席

- ・審査会業務を円滑に進め時間の短縮！
- ・資料の電子化による大幅なコスト削減！

こちらの資料に関するお問い合わせ



CIC

株式会社中央情報センター

〒104-0061

東京都中央区銀座3丁目11-13 松本銀座ビル4階

TEL: 03-6264-0835 FAX: 03-6264-0834

✉ info@cic.jp.net HP <http://cic.jp.net/>